

# 税

2月・3月は所得税の確定申告と住民税申告の時期です。申告は国民の義務です。申告をする必要のある人は必ず申告してください。申告期限が近づくと大変混み合いますので、早めの申告を心掛けましょう。



いつ、どこで申告するの？

今年は2月18日(月)から3月17日(月)まで

香南市での申告受付は2月18日(月)から3月17日(月)まで、本庁と各支所で行います。(日程内容は6ページ参照)  
ただし、還付申告は2月15日以前や、申告期限を過ぎた3月17日以降でも税務署へ申告することができま。

なお、郵送で申告する場合、確定申告書は税務署に提出してください。住民税申告書は平成20年1月1日に住んでいる市町村に提出してください。

e-Tax(インターネット) ネットを利用してのオンライン申請をすると、電子証明書等特別控除<sup>1</sup>が受けられます。



## 申告しよう！

所得税と住民税の申告はお早めに

申告が必要な人は？

年末調整をされている人  
以外は全員が対象者！

- サラリーマンなど給与を受け、年末調整をしていない人
- 確定申告が必要です。
- 年金収入のみの人
- 遺族年金・障害者年金などの非課税所得になる年金
- 税金がからない所得なので確定申告は不要ですが、住民税申告は必要です。
- 国民年金・厚生年金・共済年金といった公的年金など
- 確定申告が必要です。2カ所以上の公的年金収入がある人は、合算したものが対象です。
- 生命保険契約などに基づ

申告の案内は？

昨年、確定申告書を税務署に申告した人には税務署から申告書が送付されます。  
合併後、市役所から個人への送付や案内はしていません。住民税の申告が必要な人は申告受付日程を確認のうえ申告してください。

還付申告

できる人は？

申告をする必要がない人や年末調整が済んでいる人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金の額より多いときは、確定申告をすることにより、納め過ぎの税金が戻ってきます。この申告を「還付申告」といい、その年の翌年の1月1日から5年間申告できます。

〔還付申告の対象者〕  
年末調整後に扶養人数に変更があった人  
年末調整の時に申告がもれた扶養親族や控除がある人  
：ただし、年末調整の内容変更のみの場合、勤務先で再度調整をすることもあります。  
高額な医療費を支払った人  
：昨年1年間に支払った医療費(保険などで補てんされ



く(年金・個人年金)

- 確定申告または住民税申告が必要で。
- 昨年中、全く所得がなく税制上だけの扶養にもなっていない(健康保険の扶養ではありませ)
- 住民税申告が必要です。
- 非課税所得(雇用保険給付金・児童扶養手当・労災保険給付金など)の人
- 住民税申告が必要です。
- 一時所得がある人
- 生命保険契約や損害保険契約などに基づく満期返戻金などがある人で、その収入金額から支出した金額(必要経費)を差し引いた金額が50万円を超える場合は、確定・住民税申告が必要です。

た金額を控除した後の金額)が、10万円か所得の5%を超えた人が対象です。

初年度の住宅ローン控除を申告する人  
：2年目以降は年末調整もしくは、確定申告をします。  
寄付金などがある人

所得税の一部が還付されたり、住民税額が減額される場合があります。  
詳しくは下の「所得控除」をこらんでください。

もし申告をしなかったら？

申告内容は国民健康保険税や介護保険料、保育所の保育料、市営住宅の家賃算定などにも使われます。そのため、申告をしないと、所得がない人や少ない人の場合は各種の軽減措置が受けられなかったり、保険料や保育料が減免されずに高くなってしまうこともあります。また、申告・納期限を過ぎてから所得税を納付すると、延滞税や加算金が発生する場合があります。

もし申告をしなかったら、住民税については高く課税されてしまう場合もありますので、決められた期限内の申告・納税をお願いします。

## 知らない？ 所得控除

所得控除は多ければ多いほど課税される所得が減り、税の支払額が少なくなります。確定申告書を書くときは控除条件を良く読み、控除ばかりがないよう申告を行いましょう。

### 社会保険料控除

本人または本人と生計を同じくする配偶者やその他の親族が社会保険料(国民健康保険料・国民年金厚生年金など)を支払った場合に受けられます。  
証明書の添付が必要。  
■控除額 1年間に支払った全額

### 小規模企業共済等掛金控除

小規模企業共済等掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金などを支払っている人が受けられます。証明書の添付が必要。  
■控除額 1年間に支払った全額

### 生命保険料控除

生命保険、個人年金の保険料を支払っている人が受けられます。保険料の支払証明書の添付が必要。  
■控除額 支払金額により算出(最高10万円)

### 地震保険料控除

「損害保険料控除」が法改正により、19年分の所得税20年度分の住民税から、地震保険料控除となりました。地震保険にかかわる損害保険料を支払っている人が受けられます。旧長期損害保険には経過措置があり、最高1万5千円。証明書の添付が必要。  
■控除額 支払金額により算出(最高5万円)

### 寡婦(寡夫)控除

夫または妻を亡くしたり、離婚した人は寡婦・寡夫控除を受けることができます。  
■控除額 住民税では26万円、特定の寡婦<sup>か</sup>は30万円(所得税では27万円)、特定の寡婦<sup>か</sup>は35万円)

### 勤労学生控除

アルバイト収入が130万円以下、合計所得金額が65万円以下の特定の学校の学生に該当するときに受けられます。ただし、合計所得金額が65万円より多いが、自己の勤労によらない所得が10万円より多い人は除かれます。  
■控除額 住民税では26万円、所得税では27万円

### 障害者控除

本人や控除対象配偶者、扶養親族が障がいのある人の場合に受けられます。また、障害の程度が重い場合は「特別障害者控除」が受けられます。  
「特別障害者」とは、身体障害者手帳の障害者の程度が1・2級である人、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1級の人と療育手帳のA1・A2等級の人です。  
■控除額 住民税では26万円、特別障害者<sup>か</sup>は30万円(所得税では27万円)、特別障害者<sup>か</sup>は40万円)

### 配偶者控除

給与収入が103万円以下、合計所得金額が38万円以下の配偶者がいる人が受けられます。  
配偶者に障害のある場合は、障害者控除も受けられます。

控除額	老人控除対象配偶者 (昭和13年1月1日以前に生まれた人)	控除対象配偶者が特別障害者で同居している場合	同居している場合	老人控除対象配偶者が特別障害者で同居している場合	右記以外の控除対象配偶者である場合
住民税	38万円	56万円	61万円	61万円	33万円
所得税	48万円	73万円	83万円	83万円	38万円

### 配偶者特別控除

給与収入が103万円超141万円未満(合計所得金額が38万円超76万円未満で、配偶者控除に該当しない人が受けられます)。  
■控除額 配偶者の所得により異なる(最高38万円)